

開示決定等の期限の延長について（通知）

様

総務大臣 新藤 義孝



平成26年3月16日付けの行政文書の開示請求については、下記のとおり、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第10条第2項の規定に基づき、開示決定等の期限を延長することとしましたので通知します。

記

1 開示請求のあった行政文書の名称

平成24年度補正予算「ICT街づくり推進事業」の内、佐賀県武雄市の「オープンデータシティ武雄の見える化とエコシステムによる農業活性化」に関する一切の文書

2 延長後の期間

平成26年5月16日（金）までの60日間

3 延長の理由

開示請求に係る第三者への意見照会及び行政文書の開示・不開示の審査に時間を要するため。

* 担当課等

総務省情報通信国際戦略局情報通信政策課

所在地：〒100-8926 東京都千代田区霞が関2-1-2

TEL : 03-5253-5111（内線5928）